

危険物取扱者

【危険物取扱者の種類】

① 甲種

- ・ 全ての危険物を取り扱うことができる。
- ・ 全ての危険物の立ち会いができる。

② 乙種

- ・ 第1類から第6類までの交付を受けた危険物を取り扱うことができる。
- ・ 第1類から第6類までの交付を受けた危険物の立ち会いができる。

③ 丙種

- ・ 第4類危険物のうちガソリン・灯油・軽油・第三石油類の一部(重油・潤滑油・引火点130℃以上のもの)・第四石油類・動植物油だけを取り扱うことができる。
- ・ 立ち会いはできない。
- ・ 危険物保安監督者になることはできない。

【免状の交付等】

- ・ 都道府県知事が交付する。
- ・ 免状の記載事項に変更が生じた、または写真撮影から10年を超える前に、免状を交付した都道府県知事か、居住または勤務地を管轄する都道府県知事に、遅滞なく書き換えを申請しなければならない。
- ・ 免状を紛失または破損した時は、当免状を交付または書き換えをした都道府県知事に、再交付を申請することができる。
紛失した免状を発見した時は、10日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に、それを提出しなければならない。

【危険物取扱者保安講習】

- ・ 危険物の取り扱い作業に従事している危険物取扱者は、一定期間ごとに、都道府県知事が行う保安講習を受講しなければならない。
- ① 継続して危険物の取り扱い作業に従事している者は、講習を受けた日以後における最初の4月1日から、3年以内ごと。
 - ② 危険物の取り扱い作業に従事していなかった危険物取扱者が、新たに従事することになった時は、従事することになった日から1年以内。
従事することになった日の以前2年以内に、免状の交付または保安講習を受けている場合は、講習日以後における最初の4月1日から3年以内ごと。